

記載例

〇〇生活協同組合 定款 新旧比較対照表

新	旧
<p>(事業)</p> <p>第3条 この組合は、その行う事業によってその組合員に最大の奉仕をすること、及び第1条の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <p>(1) 組合員の生活に必要な物資を供給する事業。</p> <p>(2) 組合員の健康の保持増進に関する文化厚生事業。</p> <p>(3) 組合員及び組合職員の組合事業に関する知識の向上を図る事業。</p> <p><u>(4) 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業。</u></p> <p>(5) 前各号の事業に付帯する事業。</p> <p>(役員の実任を追及する訴え)</p> <p>第30条 6か月前から組合員であった者は、この組合に対し、<u>法第31条の8</u>に定めるところにより、役員の実任追及等の訴えの提起を請求することができる。</p> <p>(総代会提出議案及び書類の調査)</p> <p>第64条 監事は、理事が総代会に提出しようとする<u>議案、書類及び電磁的記録その他の資料</u>を調査しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p><u>1 この定款は、令和〇年〇月〇日より施行する。</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 この組合は、その行う事業によってその組合員に最大の奉仕をすること、及び第1条の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <p>(1) 組合員の生活に必要な物資を供給する事業。</p> <p>(2) 組合員の健康の保持増進に関する文化厚生事業。</p> <p>(3) 組合員及び組合職員の組合事業に関する知識の向上を図る事業。</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 前各号の事業に付帯する事業。</p> <p>(役員の実任を追及する訴え)</p> <p>第30条 6か月前から組合員であった者は、この組合に対し、<u>法第31条の6</u>に定めるところにより、役員の実任追及等の訴えの提起を請求することができる。</p> <p>(総代会提出議案及び書類の調査)</p> <p>第64条 監事は、理事が総代会に提出しようとする<u>議案及び書類</u>を調査しなければならない。</p> <p>2 略</p>

<作成に当たっての注意・参考事項>

- 注1 ここでいう「新」とは、定款変更が認可された後には、定款の文言がこのように変わるといふことであり、「旧」とは、変更の認可を受ける前、すなわち現行の定款上の文言のことです。
- 注2 新と旧の位置は、左を新、右を旧とします。
- 注3 「新」「旧」ともに変更部分に下線を付します。なお、上記の第3条の記載例のように、第4号が新しく追加挿入されたために、旧第4号が文言は変わらずに新第5号になる場合、号番号にのみ下線を付します。
- 条、項、号などが、挿入（追加）により増え、また削除（抹消）により減ることにより、番号に繰下げや繰上げのズレが発生しますが、これらの番号のズレも全て新旧対照表上に示す必要があります。引用条文も変更する必要があるため、注意が必要です。
- 注4 定款の改正履歴を記載したい場合は、附則の最後に今回の附則を追加し、施行日を入れます。ただし、施行日は空欄のままにしてください。認可後に施行日（認可書が到達した日以降で法人が定めた日付）を定款の附則に入れます。